

目的

- ・ 群馬県内で災害が発生した際、住家被害認定調査を円滑に実施し、迅速な被災者支援の実現を図る
- ・ 住家被害認定調査に関する県内自治体への支援について、群馬県不動産鑑定士協会と県が連携・協力体制を構築する

協定の概要

支援協力の内容

(1) 発災後のマネジメント支援

内閣府の運用指針に基づく調査方法や調査体制等に
係る技術的な助言

(2) 発災後のマンパワー支援

市町村が実施する住家等の被害認定調査業務

(3) 発災直後の人材育成支援

市町村職員等を対象とする住家被害認定調査に関する
研修の実施

経費の負担

- ・ マネジメント支援及び人材育成支援は県負担
- ・ マンパワー支援に係る経費は市町村負担

協力の体制

- ・ 県と不動産鑑定士協会間で支援協力に係る調整を実施
- ・ 不動産鑑定士が市町村に必要な支援を実施

【協定に基づく連携協力のイメージ】

